

令和8年度富山県会計年度任用職員（子育て電話相談員兼児童虐待対応協力員）募集案内

令和8年2月10日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職 務 内 容	配属先
子育て電話相談員兼 児童虐待対応協力員	2 名	電話相談、一時保護児童の生活介助・余暇指導等	富山県富山児童相 談所

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

- (1) 高卒以上である方
- (2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試 験 日	試験会場	内 容
面接試験	申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

3月上旬に書面で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月16日程度（週3～4日勤務）
（休祝日の勤務あり、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は勤務なし）
- ・ 勤務時間 8：30～17：45 （1日8時間勤務）
- ・ 休憩時間 75分

(2) 報酬 月額 202,623円～205,334円

（児童の一時保護業務に従事した日は、日額手当あり）

(3) 諸手当 期末手当、勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0964 富山市東石金町4番52号 富山県富山児童相談所 保護課 (TEL 076-423-4000)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山児童相談所保護課に提出してください。

ア 履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1通

(3) 受付期間

令和8年2月20日（金）まで

- ・郵送による申し込みは令和8年2月20日（金）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ② 信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- ③ 秘密を守る義務(同法第34条)
- ④ 職務に専念する義務(同法第35条)
- ⑤ 政治的行為の制限(同法第36条)
- ⑥ 争議行為等の禁止(同法第37条)

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。(合格者あてに別途通知します。)

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。